

# 第3章 計画の体系

## 1 基本的な考え方

これまでの計画に基づく施策の推進により、男女共同参画への理解は県民に徐々に浸透してきており、特に若い世代の固定的役割分担意識の変化や、出産後も継続して働く女性の増加、男性の家事・育児時間の増加等に見られるように、取り組みにおける一定の成果が表れてきています。

一方、地域における指導的地位に占める女性の割合は依然として低いこと、男性中心型の労働慣行が続いていること、女性に対する暴力は多様化していること等、取り組むべき課題もまだ多く、男女共同参画の更なる推進のためには、引き続き、意識改革や女性の参画拡大、男性の家庭参画の推進、仕事と家庭の両立支援等について、施策のより一層の充実を図る必要があります。

本計画においては、「山梨県男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の下、本県の現状や、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「基本方針」等も踏まえて、各種施策を推進していくこととします。

男女がともに暮らしやすい社会を実現するためには、女性の活躍を一層推進していくことが重要であることから、本計画においては、特に「女性の活躍」に視点を置き、「女性活躍推進法」に基づく県の女性活躍推進計画として、位置づけるとともに、基本目標としては、「男女共同参画社会を形成するための意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍」、「男女共同参画による豊かな社会づくり」、「男女の人権と健康に配慮した社会づくり」の4目標を設定しました。

この基本目標を達成するため、基本目標のもとに10の重点目標を、重点目標のもとに27の施策の方向を位置づけ、各施策を積極的に展開することにより、家庭・地域・職場等のそれぞれの場で、男女ともに個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

県民一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが必要です。

このため、男女共同参画社会実現に向けた意識改革や広報啓発活動の充実を図るとともに、あらゆる世代の人々に対して、男女共同参画に関する教育、学習機会の提供を推進します。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

女性が自らの希望を実現して個性と能力を発揮でき、すべての人にとって働きやすく暮らしやすい社会を実現することが必要です。

このため、女性の能力開発や、政策・方針決定過程への参画拡大、また、男女が共にいきいきと働き、家庭などとの両立ができるよう、長時間勤務などを前提とした男性中心型の労働慣行を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みなどを推進します。

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり

最も身近な暮らしの場である家庭と地域において、男女が互いに協力しながら、家事や育児、地域社会における役割を担うことが必要です。

このため、男性の家事・育児などへの積極的な参画や、地域における女性の更なる参画促進に向けた取り組みを推進します。

### 基本目標Ⅳ 男女の人権と健康に配慮した社会づくり

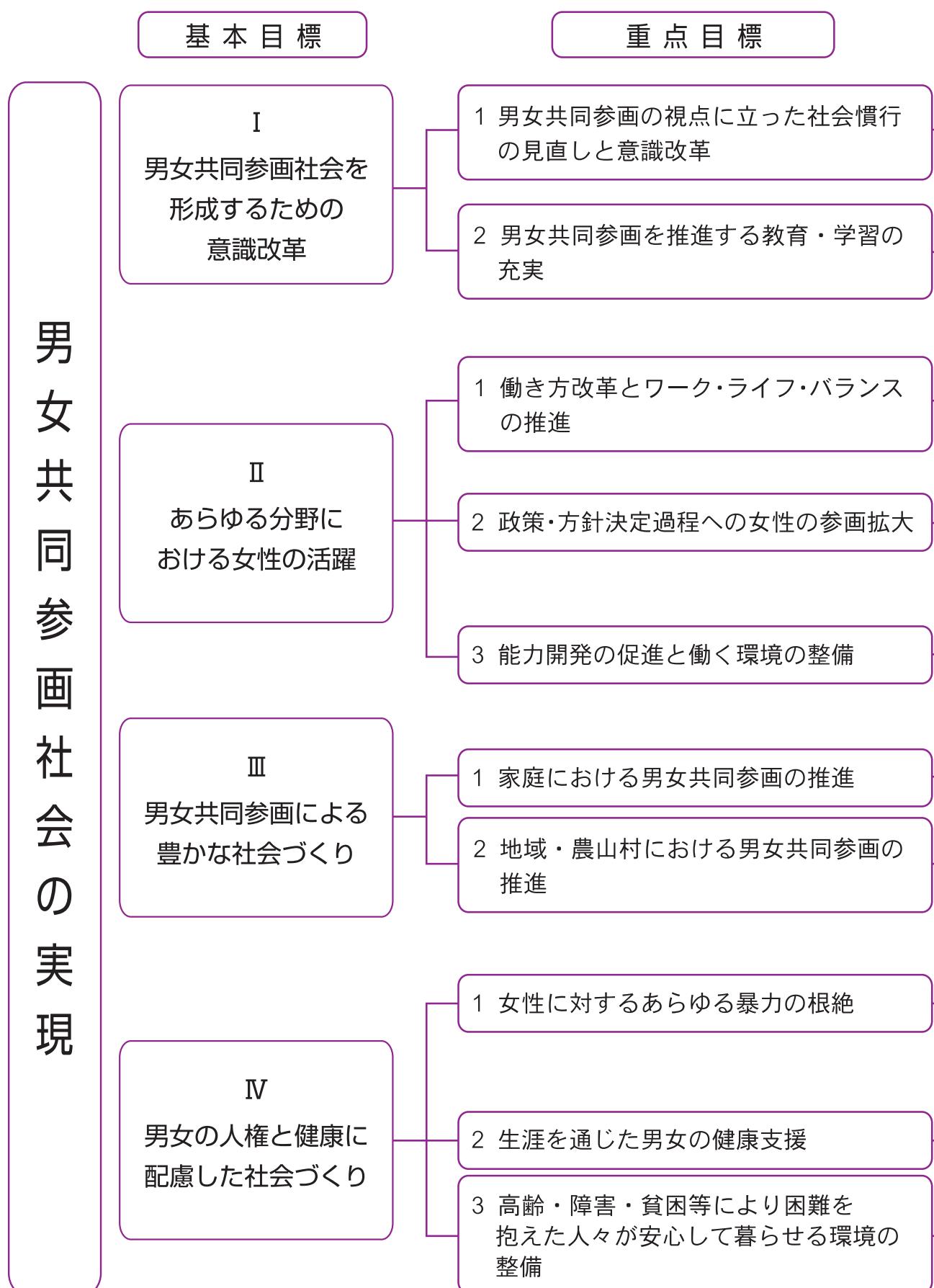
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての基本的要件となるものです。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と根絶のための環境づくりや被害者の保護などを推進します。

また、男女の性差・各ライフステージに応じた健康づくりを支援するほか、生活上の様々な困難を抱えた人々に対する支援にも取り組みます。

# 男女共同参画社会の実現

## 3 施策体系



## 成 果 目 標

### 具 体 的 な 施 策

#### 施 策 の 方 向

- (1) 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実
- (2) メディアに対する取り組み支援

- (1) 学校における教育・学習の充実
- (2) 生涯にわたる学習活動の推進
- (3) 女性のための学習の充実
- (4) 多様な文化に対する理解促進

- (1) 男性中心型の働き方改革のための意識啓発
- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取り組みの定着化

- (1) 行政分野等における女性の参画の拡大
- (2) 企業・団体等における女性の参画の促進
- (3) 女性の人材育成

- (1) 女性の能力開発促進のための環境の整備
- (2) 女性の就業等に関する相談体制の充実
- (3) 多様な子育て支援サービスの充実

- (1) 男女共同参画による家庭づくり
- (2) 男性の育児参画の促進

- (1) 地域社会活動への男女共同参画の推進
- (2) 農山村における女性の活躍促進

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (3) 性犯罪等被害者への支援
- (4) セクシュアルハラスメント等防止対策の推進
- (5) ストーカー行為等への対策の推進

- (1) ライフステージに応じた健康支援
- (2) 妊娠・出産等における健康支援

- (1) 高齢者・障害者等に対する支援
- (2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援